

○湖北環境衛生組合庁舎等管理規則

〔平成17年9月2日〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、公務を円滑に遂行するため、庁舎等の保安及び庁舎等内の秩序の維持に関し、条例等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「庁舎等」とは、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンター（以下「施設」という。）、その附属物及び所有地をいう。

(庁舎管理者等)

第3条 この規則を実施するため、施設の長を庁舎管理者とする。

2 庁舎管理者は、必要に応じて職員のうちから補助者を指定することができる。

(庁舎管理者の職務)

第4条 庁舎管理者または補助者は、庁舎等について次の各号に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 秩序の維持に関すること。
- (2) 火災、盗難等の予防に関すること。
- (3) 清掃、整頓その他衛生に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設備の保全に必要な措置に関すること。

(許可を要する行為)

第5条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 多数集合して庁舎等に入ること。
- (2) 物品を販売し、寄付金を募集し、署名を収集し、またはこれらに類する行為をすること。
- (3) ビラ、ポスターその他の文書図面を掲示すること。

2 庁舎管理者は、庁舎等における秩序の維持または庁舎等の適正な管理並びに災害の防止に支障がないと認める場合、前項の行為を許可することができる。この場合において、庁舎管理者は、必要な条件を付することができる。

(中止命令等)

第6条 庁舎管理者または補助者は、次の各号の一に該当する者に対して、その行為の中止または退去を命ずるものとする。ただし、庁舎管理者が、正当な理由があると認める場合または庁舎等の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を、許可を受けないで行っている者または許可の内容と相違して行っている者及び許可に付した条件に反して行っている者

- (2) 庁舎等において職員の面会を強要する者
- (3) 庁舎等において銃器，凶器，爆発物その他危険物を持ち込みまたは持ち込もうとする者
- (4) 庁舎等において建物，立木，工作物その他の施設を破壊し，損傷し，若しくは汚損する行為をし，またはこれらの行為をしようとする者
- (5) 庁舎等において，テント，なわばり，くいその他これらに類する施設物を設置し，または設置しようとする者
- (6) 庁舎等において拡声器等を使用し，放歌高唱し，その他庁舎等の静穏を害する行為をしている者
- (7) 庁舎等において旗，幕，プラカードその他これらに類する物を掲げている者
- (8) 庁舎内において職務に関係のない文書図面を配布し，または配布しようとする者
- (9) 庁舎等において座り込み，立ちふさがり，ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者
- (10) 庁舎等において職員の職務を妨害する者
- (11) 庁舎等において金銭，物品等の寄付を強要し，または押売りする者
- (12) 庁舎等において，たき火等火災防止上危険を伴う行為をし，またはこれらの行為をしようとする者
- (13) 前各号に掲げるもののほか，庁舎等における秩序の維持，庁舎等の適正な管理または災害の防止に支障ある行為をする者
(庁舎管理者等の指示)

第7条 庁舎等に立ち入り，若しくは庁舎等を使用する者，または庁舎等に文書図面を掲示した者は，庁舎管理者または補助者の指示に従わなければならない。

(退去命令)

第8条 庁舎管理者または補助者は，次の各号の一に該当する者がある場合において，その庁舎等における秩序の維持，庁舎等の適正な管理または災害防止のため必要があると認めるときは，その所有者若しくは占有者または当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその退去を命ずるものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による許可を受けないで，または同条第2項の規定により付された条件に違反して掲示されたビラ，ポスターその他の文書図面
- (2) 庁舎等に持ち込まれた銃器，凶器，爆発物その他の危険物
- (3) 庁舎等に設置されたテント，なわばり，くいその他これらに類する施設物
- (4) 庁舎等に掲げられた旗，幕，プラカードその他これらに類する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか，庁舎等における秩序の維持，庁舎等の適正な管理または災害防止に支障のあるもの

2 庁舎管理者または補助者は，前項各号に掲げる物の所有者等が前項の命令に従わないとき，若しくはその者が判明しないとき，または庁舎等における秩序の維持，庁舎等の適正な管理若

しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去することができる。

3 前項の撤去をした場合において、撤去に要した費用は所有者等の負担とする。

(盗難及び拾得物の届出)

第9条 庁舎等において盗難にあった者はその旨を、金銭または物品を拾得した者はその金銭または物品を、庁舎管理者に届け出なければならない。

(損害弁償)

第10条 庁舎等を損傷した者に対しては、その損害を弁償させることがある。

(補則)

第11条 この規則に規定するもののほか庁舎管理者は、庁舎等の保全及び庁舎等内の秩序の維持に関し必要な措置をとり、またはあらかじめ必要な定めを設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。